# 会議録

| | |
|---|---|
| 会議の名称 | 令和３年度第１４回新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会実行委員会 |
| 開催日時 | 令和３年１１月２４日（水）午後７時００分から |
| 開催場所 | 新城市役所本庁舎３階災害対策本部室（オンライン会議を併用） |
| 会議の次第 | １　あいさつ<br>２　検討<br>　新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会の課題について<br>３　その他 |
| 欠席委員 | 原田委員 |

１　あいさつ

委員長及び事務局から簡単なあいさつがされた。

２　検討

新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会の課題について

| | |
|---|---|
| 委員長 | 次回への課題として改善が必要なところについて御意見をください。 |
| 委員 | 実行委員会の始動が遅かったと思います。時間に余裕がありませんでした。<br>実行委員会内での検討に際しては、ホワイトボードを活用するなど視覚的に分かるようにした方が良かったとも思います。<br>討論テーマ用に実施したアンケートは実行委員会でしかその結果を共有しませんでしたが、市民にも公開した方が良いと思いました。市民の関心のある分野と立候補予定者の政策にはずれがあって、そのずれは知らせるべきではないでしょうか。立候補予定者が市民の関心のない分野をやります、としてしまうのは少し違うように思います。 |
| 委員長 | アンケートの結果は市民の思いなので公表の必要性は理解できます。今回公表をしなかったのは、実行委員会でのテーマの検討用として始めたということと、立候補予定者に市民の意見に迎合するような影響が出ることを危惧したからです。関心の高さと将来を見据えた実際の必要性は異なる場合があります。ただ、結果については市民の市政に対する意思ですので、形として残していければと思っています。 |
| 事務局 | 始動が遅かったのは、委員の選考を市民自治会議の方で行いましたが、市民自治会議の始動が遅くなり、そこからまた選考に時間が掛かったことが原因です。次回には４月には動くことができるようになるかと思います。今回の大きな反省点です。 |
| 委員 | 公募の人数が少ない場合にはどうなりますか。 |
| 事務局 | 下限の人数を何人とするかということもありますが、要綱では、上限人数に満たない場合には、公募によらずに選定できるということになっていますので、個々に依頼することになります。 |

| | |
|---|---|
| 委員長 | 下限としては５人は必要でしょうね。 |
| 委員 | 参加できた委員が少ない日もありました。５人では難しいと思います。また、様々な意見を取り入れるためにも少ないと思います。１０人近くは必要です。<br>公募だけでは集まらないのではないでしょうか。集め方は考える必要があると思います。 |
| 委員長 | 委員を集める難しさはあると思います。１０人前後で集まりながらというのが求められる形かなと思います。<br>この条例のメリットとして、これまでＪＣが専売特許のように行ってきた討論会に一般市民が加わって、討論会・選挙というコアなところに参加できるということがあると思います。４年後に公募したときに今回より多くの方に応募してもらえるように、この４年間で市民自治の推進や公開政策討論会の在り方を創っていけるのかが、鍵になると思います。 |
| 委員 | 開催日等を市民自治会議が答申しますが、公開政策討論会の根拠条例ではない、他の条例に根拠のある市民自治会議が審議するのはおかしいように思います。１つの条例内で完結するのが通常だと思いますが、なぜ市民自治会議が審議するのでしょうか。<br>今回の反省を踏まえて市民自治会議が制度の検討をするようですが、それも疑問です。市民自治会議のメンバーが法体系に詳しいということもないでしょうし。 |
| 委員 | 実際のところ、どういった整理ですか。 |
| 事務局 | 公開政策討論会は、自治基本条例に根拠を持つ制度で、それを具体化したものが公開政策討論会条例です。市民自治会議も自治基本条例に根拠を持つもので、目的としては自治基本条例の実効性を確保するため、役割としては自治基本条例に関連する事項の諮問に応じることとなっています。 |
| 委員 | 公開政策討論会が自治基本条例に基礎がある制度だから市民自治会議の方で委員の選考を行ったということでしょうが、条例上具体的 |

| | |
|---|---|
| | な条文での根拠がないので疑問があるということだと思います。話を聞いていて、市民自治会議に委員の選考をされることに違和感を感じました。 |
| 事務局 | 自治基本条例は、形式的には同じ条例ですので他の条例と横並びですが、市の自治に関連する制度の大元という位置付けになっています。<br>そういった側面もありますが、今回の選考を市民自治会議が行った理由は、第三者性にあります。制度としては、現職の市長が出ることが想定されていますので、その管理下にある職員で選考をしないということで、市民自治会議での選考が選択されました。<br>ただ、選考の方法次第ではそのような選択は必要なくなります。要は、恣意的な選考が防げれば良いので、募集人数を超えない場合は選考を行わないようにする、個人を特定できないよう応募理由のみでの選考とする等の方法とすれば、市民自治会議での選考の必要はなくなります。 |
| 委員 | 市民自治会議の委員は誰が選考しているのですか。 |
| 事務局 | それは市側です。突き詰めていくと最終的には市側での選考になってしまいますね。 |
| 委員 | 委員に関していえば、この制度のベースとなった前回は、それぞれの陣営から人を出して選考のない中で組織をして進められました。この制度の根本に戻って考える必要があるかもしれません。 |
| 事務局 | 制度の検討をする中で、公募委員と推薦委員について、基本的には推薦委員に討論のテーマや方法をお任せして、公募委員はそれまでの準備と推薦委員間での議論を中立として見守るというイメージだったと思います。 |
| 事務局 | 今回は、対立陣営がなかったため、お互いに意見をぶつけ合う中で公募委員が中立として整理するという構図ができませんでした。それができなかったことから、公募委員の皆さんにどんどん決めてもらうこととなり、公平・公正という観点からは難しい運営になりました。 |

| | |
|---|---|
| | 対立候補がいることを前提とした制度設計になっているにもかかわらず１人でも実施するという矛盾が、実行委員会の運営の難しさにつながっていたかと思います。 |
| 委員長 | 条例が成立するまで色々な議論がありました。公職選挙法の縛りがあることや現職の市長が出る可能性があることが大きな部分かなと思います。<br>これまでの討論会は、市民のためのものでもありますが、自分の政策を伝えられる立候補予定者のためのものでもあったと思います。そのため公職選挙法との関連が難しいのですが。今回の制度は、市民の知る権利というものに核があって、そのために自治基本条例に基づいた制度で、そのため市民自治会議が関連してきたものだと思っています。<br>条例の在り方や関係性で違和感はありますが、制度成立の上ではこの核が重要だったかと思います。だからこそ、いびつな感じが出るのだと思います。今回実施した中で、それでもやっぱり違和感があるよねという部分について、４年後に向けて新市長の下でより良くしていくことがこれからの課題かと思います。<br>ほかにはいかがでしょうか。 |
| 委員 | 会場からの質問に答えるような方法について新聞の記事が出ていましたが、その方法を想定すると今回の討論時間は短かったように思います。 |
| 委員 | そもそもですが市民との対話形式の討論会はできるのでしょうか。実例があるのでしょうか。 |
| 委員長 | 見たことがないですね。<br>この意見はよくあるのですが、特定の立候補予定者に有利不利のあるような偏った質問が出ることが想定されるということと、会場で要点を押さえた質問をすることは難しいということで、今回も採用してはいません。 |
| 委員 | 運営側としても時間管理や会場管理に課題があって、成立しないと |

| | |
|---|---|
| | 思っています。 |
| 委員 | 自分も難しいと思います。<br>もう一つ、討論ということの定義付けをしておいた方が良いと思います。立候補予定者同士の討論なのか、そうでない場合でも良いのかというルールは必要かなと思いました。 |
| 委員長 | 市民との対話形式の討論会は課題が非常に多く難しいですが、検討してみる価値はあると思います。<br>ほかにはいかがですか。 |
| 委員 | サポート役として会場に来た支援者からのヤジがありましたが、明文化して禁止した方が良いと思います。 |
| 委員長 | はい。 |
| 委員 | 少し話が戻りますが、実行委員会は年度替わりでないと始められないのですか。年度をまたいで検討すれば余裕ができるので。募集の仕方も、市の他の機関の委員に声を掛けることができればと思います。市の附属機関の出身から議員になった方がいますし、委員の参加の経験から市政に関心を持つことがあります。多くの方に参加してほしいですし、４年に一度なので忘れられないように常設の委員に言っていくことも必要だと思います。そうしていくことで広がっていくと思います。 |
| 事務局 | 委嘱の期間が１年ですので、年度をまたいでできるように予算の調整をしておけば支障ありません。市民自治会議での選考の善し悪しは別として、今回のように選考をする場合には早めにできるように調整を行えば良いだけですし。 |
| 委員 | 時間があるようでなかったので改善が必要だと思いました。あと、今回くらいの人数が良かったと思いました。 |
| 委員 | 事後アンケートで、ＹｏｕＴｕｂｅのコメント機能のオフについて意見がありますが、これはオフにした理由は何ですか。 |
| 事務局 | 実行委員会の中で議論はしていないですが、コメントの内容が、特に事前運動になるようなものが出てしまうといけないので、オフにし |

| | |
|---|---|
| | たということです。 |
| 委員 | 辞職等の場合には急いで準備をする必要がありますが、実行委員会はどうなりますか。 |
| 事務局 | 後でお話ししようと思っていました。辞職等で欠けてしまった場合には、５０日以内に選挙となりますが、そのときには公募をしている時間はありませんので、現在の委員の皆さんに声をかけさせていただいて急いで組織をしたいと思っています。助けていただきたいです。 |
| 委員 | 予算はどうなりますか。 |
| 事務局 | 選挙の予算と同様に専決でということになります。 |
| 委員 | 気になっていたのですが、今回は、議員から市長選にというものでしたが、その場合には身分保障はないですよね。 |
| 事務局 | 今回の場合だと告示日での失職になると思います。 |
| 委員 | 討論会には出たけれども選挙には出ないということもあり得ますよね。１人だけでも討論会はあり得るんですよね。先程話が出た討論の定義ですが、しておいた方が良いと思いました。 |
| 委員長 | 直前まで１人でしたので、条例上は実施することとなっていますが、その場合の開催について色々危惧しました。１人だった場合には無投票当選となりますが、その場合には事後的に臨時の市民まちづくり集会で市長の政策や人となりを知ってもらう機会を創ることができますので、選挙前の討論会でなければいけないということはないと思います。 |
| 委員 | この条例の見直しはどうなりますか。 |
| 事務局 | 今回の反省を踏まえて制度構築をしていく必要があります。条例に関係しない部分については、時間を掛けずに整理ができますが、条例については市民自治会議に諮って検討することとなっているため、来年度に諮問と答申という形が必要になってきます。<br>時間が掛かりますが見直しは行います。 |
| 委員 | 条例はすぐにはできませんが、要綱等は、これから整理していくのですね。 |

| | |
|---|---|
| 事務局 | そうですね。要綱等については、これから整理をしていきます。 |
| 委員 | 検討をする市民自治会議の委員には、今回の実行委員会のメンバーは入っていませんよね。委員長等に検討の場に入っていただかないと的外れなものになってしまうように思います。 |
| 委員長 | 作業部会のようなものを作って検討をするのでは。 |
| 事務局 | 来年度は、自治基本条例の見直しの年ですので、２つを検討するとなると大変になるかとは思います。 |
| 委員長 | ちなみにですが、次の市民自治会議で話をしてくる予定です。<br>ほかにありますか。では、終了します。 |

**３　その他**

事務局からお礼のあいさつ

閉会